

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

布田川断層帯は、「別府一島原地溝」の変動地形を構成する主要な活断層群の1つであり、平成28(2016)年4月16日1時25分、熊本県熊本地方中央部で発生した平成28年熊本地震(以下、「熊本地震」という。)の本震(M7.3)の震源断層である。その長さは、阿蘇外輪山の西側から宇土半島の先端に至る64km以上と考えられている。本震の際、布田川断層帯の地表地震断層は、嘉島町から益城町(以下「本町」という。)、西原村を経て南阿蘇村までに至る長さ約31kmの区間において、ほぼ連続的に地表に表出した。地表地震断層は、日本列島の場合、M7前後かそれ以上の大地震に伴って出現するといわれているが、震源の深さや地上から厚さ15km程度の地震発生層の状況等の条件によっては、地上で観測されないこともあるため、今回のようにずれによる明瞭な断層の破断面が観測されることは稀である。

天然記念物布田川断層帯(以下、「布田川断層帯」という。)は、長さ約31kmの地表地震断層の一部で、益城町の「杉堂地区」、「堂園地区」、「谷川地区」の3地区が指定地となっている。熊本地震で起きた多様な断層運動と地形や構造物の変位が連続して表れており、学術的な価値が明らかにされる一方、熊本地震の被害を将来に伝える遺構としても貴重であることを理由に、平成30(2018)年2月13日付けで国の天然記念物に指定された。

「布田川断層帯」は、発災直後から県内で調査にあたっていた専門家の指導のもと、行政や地域住民等の協力を得て応急的な保護がなされた。そのため、発災直後の状況をほとんど留めたままの状態で良好に保存されている。このような状況のもと、本町は、(一社)活断層学会や専門家からの保存に対する要望を受けつつ、「今後の防災・減災の教材として活用する」という方針のもと、町条例に基づき町文化財に指定した。この行政判断は、その後の速やかな国指定の意見具申につながった。国の文化財に指定されるまでの間は、本町が基本的に保存管理を講じてきた。その間、住民説明会や大学等との合同トレンチ調査(堂園地区)、3次元計測(杉堂・谷川地区)等を実施してきた。

「布田川断層帯」は、指定地の用途が宅地や境内地、公園、森林というように多様であり、所有者や利害関係者、活用する主体も様々であるため、指定後は、益城町が管理団体となって、保存活用を進めてきた。保存上、緊急を要する行為や利用上必要な行為については、保存活用計画の策定を待たずに実施したため、発災直後の状況から変化したものもある。具体的には、谷川地区の公有地化や谷川・杉堂地区の地表地震断層の保存処理・建物の倒壊防止等である。その多くは、応急的な措置に留まるものである。そのため、梅雨時期の活発化した前線に伴う局所的な大雨被害のほか、台風や低気圧の接近に伴う暴風被害もあり、自然災害に対する対策の必要性も明らかになった。

活用面では、発災直後から防災・減災に係る視察や教育イベント、教育旅行等(試行)をはじめ、地域活動等を主に行ってきたが、見学のルールやサイン・説明板を含めた整備が未完了な状況である。そのため、「布田川断層帯」の価値が来訪者のみならず、地域住民にも正確に理解されていない等、保存管理や整備活用をするうえで支障を生じている。

「布田川断層帯」の保存管理及び整備活用については、平成28(2016)年12月に町で策定された『益城町復興計画』(P.10参照)において「日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクト(記憶の継承)」に基づく町の重要施策として位置付けられている。「記憶の継承」事業を具現化するた

め、平成29(2017)年8月に有識者や地域住民等から構成された益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会(P.36参照)が設置され、町内に存在する震災の痕跡はアーカイブ資料とともに保存活用について取組みがなされている。このほか、熊本県が中心となり被災市町村と協働して進めている「熊本地震震災ミュージアム基本計画」(P.12、P.76参照)や「熊本県型教育旅行」(P.73参照)においても、「布田川断層帯」は主要な要素として扱われており、活用に際しては、「布田川断層帯」を拠点に熊本地震と布田川断層帯の科学的理解の促進と、当時の記憶や教訓を風化させないような工夫が求められている状況である。

以上を踏まえて、本町は、「布田川断層帯」を熊本地震の記憶とともに将来へ確実に伝え、防災・減災教育の発展に資するため、保存と活用を促進し、今後も適切な維持管理がなされるよう、当初は、平成30年度～令和元年度(平成31年度)の2ヶ年にわたり文化庁の補助金を活用し、保存活用計画の策定を行う予定であった。しかし、令和元年度の3月に新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から委員会の会議を開催することができなくなったため、事業を次年度に繰り越し、令和2(2020)年度の8月まで事業を行った。

事業において、「布田川断層帯」の現状と課題の把握に努め、天然記念物布田川断層帯保存活用計画(以下、「本計画」という。)の策定を行った。本事業を通して、広く町民や関係者の当該文化財に対する理解を深めるとともに、専門家をはじめとする多様な関係者間で情報共有し、予定される事案について、円滑に対応し持続可能なものとなることを念頭に取組みを進め、保存管理のため地区区分の設定や現状変更等の取扱い、保存活用の基本方針を示した。

保存については、天然記念物に指定されている「布田川断層帯」の杉堂地区、堂園地区、谷川地区を対象に、指定地とそれぞれの構成要素の特徴と保存管理の方法を整理した。

活用に際しては、熊本地震と布田川断層帯の科学的な理解の促進に寄与するため、熊本地震の際に長さ約31kmにわたって確認された布田川断層帯の規模や方向、連続性が想起されるようにするとともに断層沿いに確認された熊本地震の痕跡やそれらのアーカイブについても触れながら、今後、一体的な整備が可能となるような計画の策定に努めた。

第2節 計画の目的

1. 計画の目的

「布田川断層帯」では、布田川断層帯に沿って熊本地震の際に表出した地表地震断層やこれに伴って変位した人工構造物等が良好に保存されている。これらは、災害遺構の中でも熊本地震の痕跡を示す震災遺構として貴重であり、将来にわたって適切に保全する必要がある。

本計画の目的は、「布田川断層帯」の本質的な価値を整理し、それらを適切に保存管理するとともに、天然記念物を取り巻く現状と課題から保存活用の基本方針を明確化し、天然記念物が有する固有の価値を活かしながら基本方針に応じた整備の在り方を提示することである。

「布田川断層帯」は、今後、起こりうる大規模災害に備えて防災・減災教育、地球科学や災害科学の発展に寄与することが求められている。さらに魅力のある地域資源としてとらえ、まちづくりや観光、地域振興に活用されることを目指す。

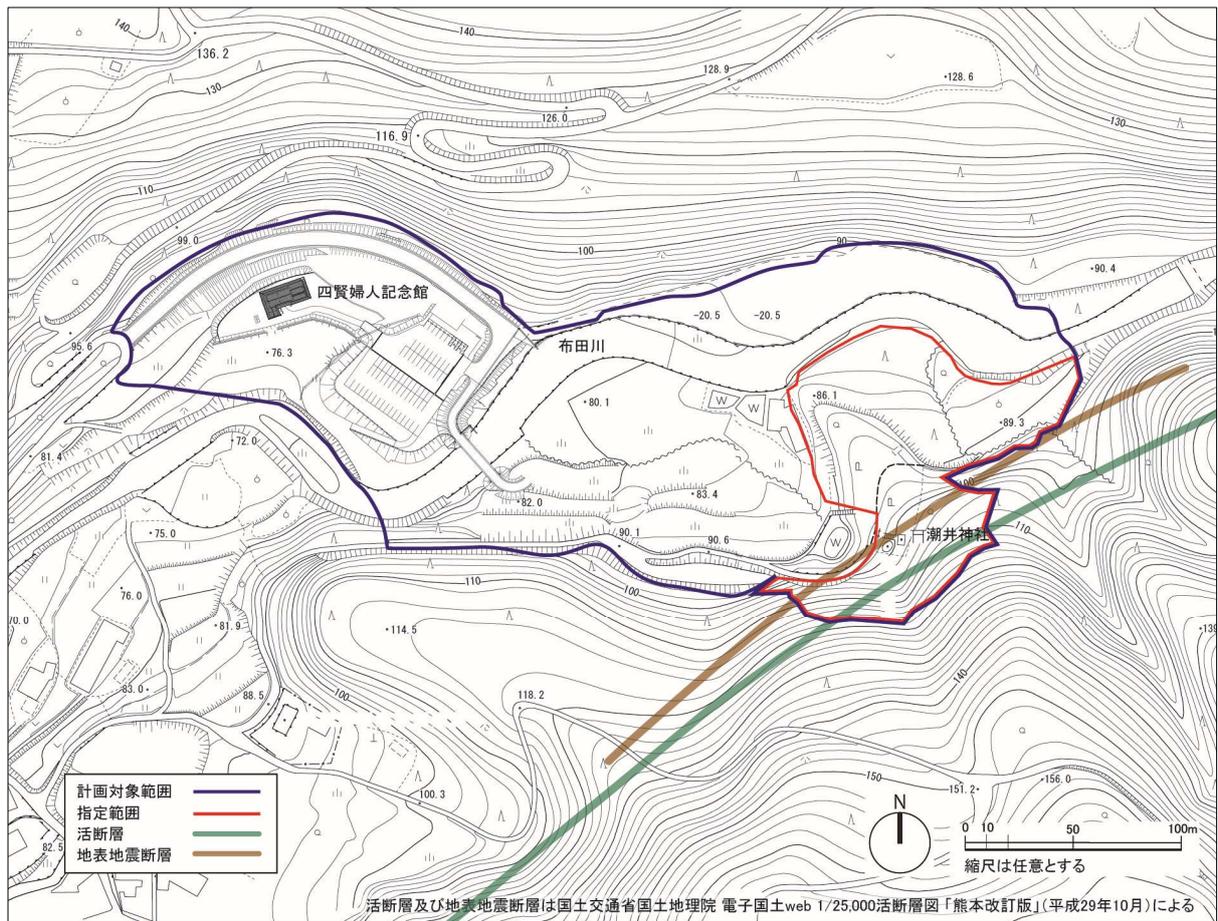


図 1-2 計画対象範囲(杉堂地区)



図 1-3 潮井神社と水源(杉堂地区)

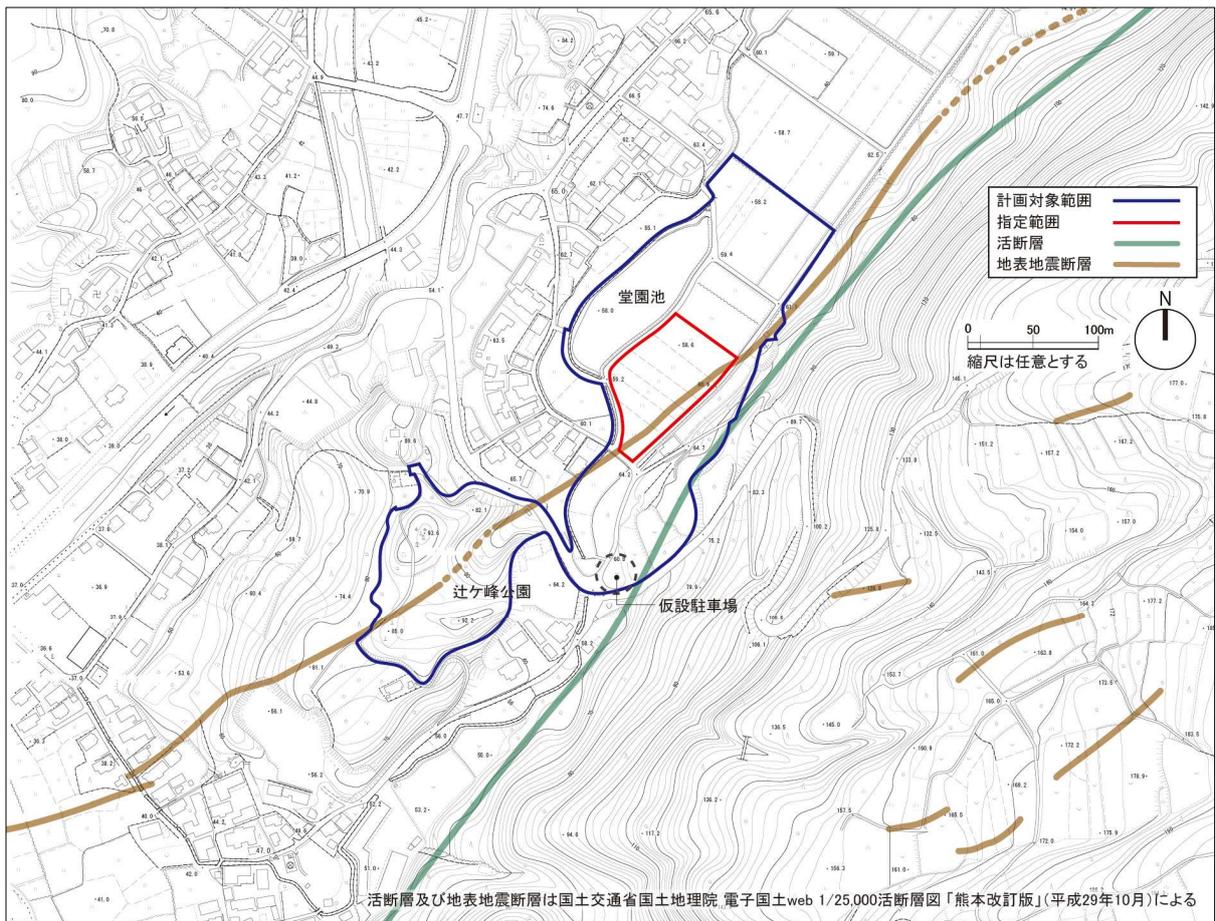


図1-4 計画対象範囲(堂園地区)



図1-5 右横ずれした畔(堂園地区)

提供：広島大学名誉教授・中田高氏提供

2016. 4. 16

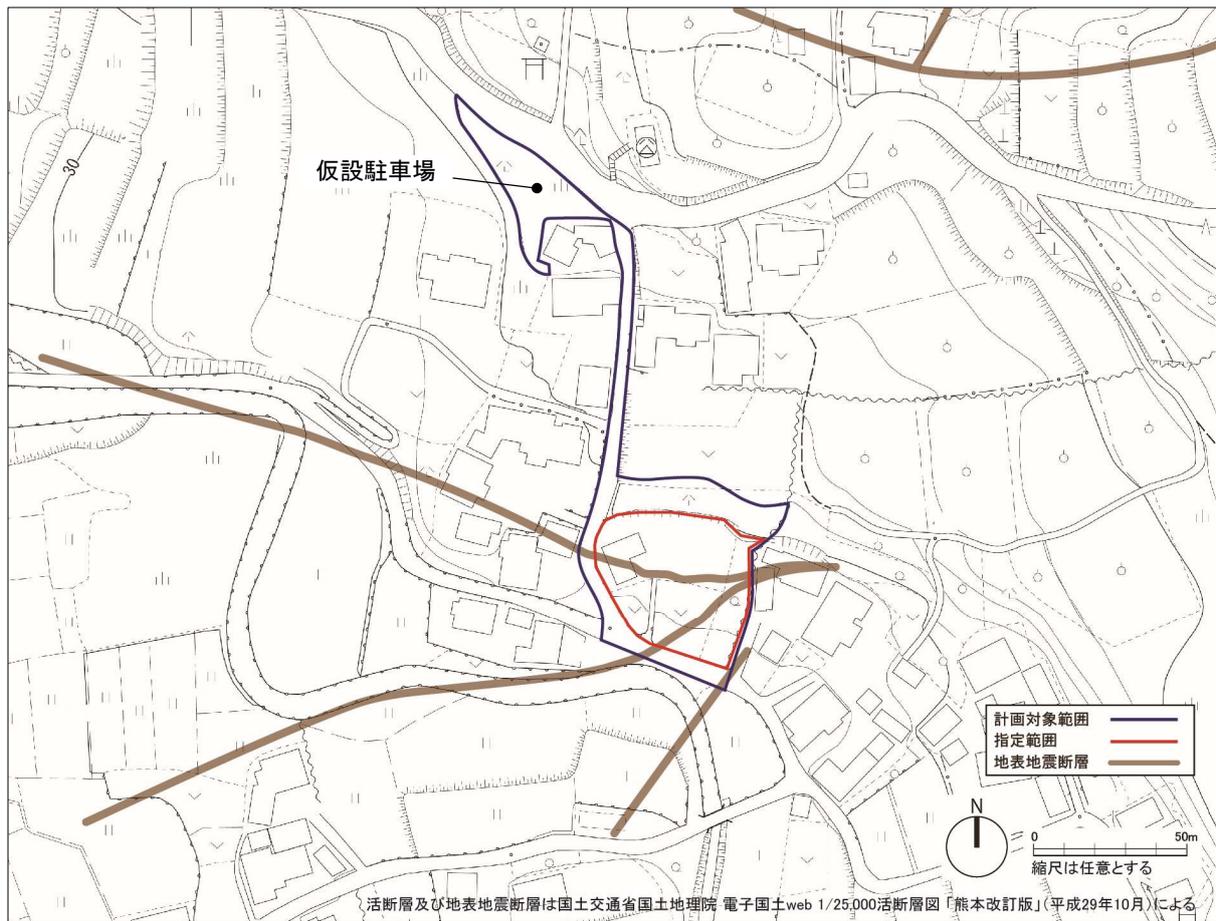


図 1-6 計画対象範囲(谷川地区)



図 1-7 民地内に表れた地表地震断層(谷川地区)

提供：広島大学名誉教授・中田高氏提供

第3節 委員会の設置と経緯

1. 委員の構成

本計画の策定にあたっては、平成30(2018)年度に、天然記念物布田川断層帯保存活用計画策定委員会(以下、委員会という)を設置し、保存活用計画を策定するために必要な事項の検討を行った。なお、適宜、文化庁及び熊本県教育庁の指導・助言を得た。

天然記念物布田川断層帯保存活用計画策定委員会設置要項

平成30年7月9日

益城町教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 天然記念物布田川断層帯保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)の策定に関する事項を検討するため、天然記念物布田川断層帯保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関し必要な事項について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから益城町教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画の策定が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

表 1-1 委員会(敬称略、順不同)

No.	氏名	所属等	役職等	専門等	内容
1	松田博貴	熊本大学大学院 先端科学研究部	教授	地質	地質の研究。 日本地質学会長。
2	加藤茂弘	兵庫県立 人と自然の博物館	主任 研究員	自然地理学 (保存方法)	地表地震断層の保存方法について、科学的な 見地から。
3	熊原康博	広島大学大学院 教育学研究科	准教授	地理 (活断層)	地形・地質の研究。発災直後から現地調査 を実施。
4	竹内裕希子	熊本大学大学院 先端科学研究部	准教授	地理・防災	地理の研究。防災・減災教育等への活用につ いて。益城町「記憶の継承委員会」の防災教 育専門部会長。
5	田中尚人	熊本大学熊本創生 推進機構	准教授	景観まちづくり ・土木計画	まちづくりの観点からみた景観形成、土木計 画について。益城町「記憶の継承委員会」の 震災遺構専門部会長。
6	星野裕司	熊本大学くまもと 水循環・減災研究 教育センター	准教授	景観(風景論)	住民参加型の景観デザインについて。 益城町「記憶の継承委員会」の震災公園専門 部会長。
7	松野陽子	益城町文化財保護 委員会	副会長	ヘリテージ マネージャー	潮井神社社殿、谷川地区納屋2棟の保存整備 方法について。建築の観点から。
8	吉本雄二	杉堂地区	囑託員	地域代表	地区の現状と課題、今後の希望等について。
	吉村博典 (R2.4~)				
9	新村司	堂園地区	囑託員	地域代表	地区の現状と課題、今後の希望等について。
	楠田博幸 (R2.4~)				
10	山田誠一	谷川地区	囑託員	地域代表	地区の現状と課題、今後の希望等について。

指導・助言	柴田伊廣	文化庁 文化財第二課	技官	天然記念物担当
	森井順之	文化庁 文化資源活用課	調査官	—
	長谷部善一	熊本県教育庁 総務局文化課	主幹	文化財調査班長(～平成31(2019)年3月31日)
	矢野裕介	熊本県教育庁 総務局文化課	主幹	天然記念物担当(平成31(2019)年4月1日～)
	呑田哲也	熊本県教育庁 総務局文化課	学芸員	天然記念物担当(～平成31(2019)年3月31日)
	木庭真由子	熊本県教育庁 総務局文化課	参事	埋蔵文化財・天然記念物担当(令和2(2020)年4月1日～)
事務局	酒井博範	益城町教育委員会	教育長	
	吉川博文	〃	課長	(平成30(2018)年4月1日～令和元(2019)年10月31日)
	水上眞一	〃	課長	(令和元(2019)年11月1日～)
	堤英介	〃	係長	
	森本星史	〃	主査	

2. 事業の経過

委員会は、平成30(2018)年8月から計5回開催し、専門部会等の検討も踏まえながら、所定の手続きを経て、本計画を策定した。

表1-2 事業の経過

会議等の名称	日程	内容
第1回委員会	平成30(2018)年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・布田川断層帯について ・保存活用計画策定事業について ・天然記念物「布田川断層帯」保存・活用方針について
現地視察	平成30(2018)年12月10日 平成30(2018)年12月13日 平成31(2019)年1月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 (松田委員、加藤委員、星野委員、竹内委員、田中委員)
専門部会	平成31(2019)年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存(活用)の方向性について
第2回委員会	平成31(2019)年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理の方法と現状変更の取り扱い
専門部会	令和元(2019)年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(松田委員、竹内委員、田中委員、星野委員)
第3回委員会	令和元(2019)年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・断層の整備活用の事例について ・保存と活用の方針について
第4回委員会	令和元(2019)年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案の審議
専門部会	令和元(2019)年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案の審議
専門部会	令和2(2020)年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書素案の審議
第5回委員会	令和2(2020)年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書案の審議・承認



第2回委員会



専門部会



第5回委員会



現地視察(杉堂地区)



現地視察(堂園地区)



現地視察(谷川地区)

図1-8 委員会会議等の様子

第4節 他の計画との関係

1. 益城町復興計画（平成28（2016）年12月策定）

本町では、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの10年間を計画期間とする第5次益城町総合計画のもと『「誇り」「しあわせ」「愛」のあふれるまちづくり』を基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を行ってきた。そして、平成28（2016）年3月、第5次益城町総合計画「後期基本計画」（平成28（2016）年～令和2（2020）年）が策定されたが、平成28年4月に熊本地震が発災し、策定時の前提条件が大きく違うものとなった。

そこで、「後期基本計画」を基本としながら、震災に伴って新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえた、魅力的で活力があり発展するまちに向かっていくための「益城町復興計画」（以下、「復興計画」という。）を策定した。当計画では、「住み続けたいまち、将来に継承したいまち」を復興将来像に、復興に向けた取組を進めるうえで、「住民生活の再建と安定（くらし復興）」、「災害に強いまちづくりの推進（復興まちづくり）」、「産業・経済の再生（産業復興）」の3つの基本理念が設定されている。

計画期間は、平成28（2016）年から令和7（2025）年の10年とされ、計画期間を復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興の目標を設定し、取り組むとされている。

「布田川断層帯」と関連する箇所については、下表に整理したとおりである。

表1-3 「復興計画」における関連する内容

該当する章	該当する項目	内容
第4章 復興に向けた シンボル プロジェクト	4.2 日本の防災・減災をけん引する復興プロジェクト	熊本地震の経験・反省・教訓を風化させず、次世代に継承するために、記録の整理や震災遺構の保全、防災教育の充実を進める。（例：震災メモリアル回廊の整備）
	4) 記憶の継承	
	5) 防災・減災を通じた日本全国との交流	他地域との交流を通じ、本町の経験や教訓を全国に伝え、日本全体の防災協力向上に貢献するとともに、他地域との取組を学び、本町の防災力を更に高める。
第5章 復興に向けた 分野別取組	5.3 教育・文化の向上	地震の凄まじさと脅威を忘れず、地震に備える大切さを後世にも継承していくため、震災遺構の保全（震災メモリアル回廊の整備）や防災教育の充実を図っていく。
	5.5 産業の振興	震災メモリアル回廊の整備（再掲）。観光業。

以上のことから、本計画で定める「布田川断層帯」の保存活用については、復興計画の基本理念「復興まちづくり」、「産業振興」に基づく具体的な施策の一つであるといえる。

2. 益城町教育大綱（平成30（2018）年11月策定）

本町の教育委員会が、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度のまちの実情に応じた教育、学術及び文化振興のための施策に関する基本的な計画（以下、「教育大綱」とする。）を定めたもので、次に掲げる基本理念実現のために、「4つの基本目標」と「16の具体的施策の柱」、「63の具体的施策」が整理されている。

「布田川断層帯」については、「基本目標3 伝統文化の尊重とふるさとを愛する教育環境の整備」の「1 文化財の保護（①文化財・埋蔵文化財の調査研究）」の項目で「文化財専門職を配置し、国天然記念物布田川断層帯をはじめとした指定文化財や埋蔵文化財の調査研究、保存整

備が図られるよう、文化財の専門的役割をもつ担当等、対応できる体制を整備していきたい」
「平成28年熊本地震で大きな被害を受けた本町は、国天然記念物布田川断層帯の学術的かつ多
面的な保存・活用方法を検討し、防災・減災教育や環境教育の拠点となるべく整備します」と
記述されており、重要な施策の対象として捉えられている。

本計画は、総合計画を上位計画とするもので、教育大綱の基本方針とそこで定められている
具体的な施策と整合性を図るものとする。

3. 第6次益城町総合計画「基本構想」「第1期基本計画」(平成30(2018)年12月策定)

第6次益城町総合計画は、復興計画の復旧期(平成28(2016)年～平成30(2018)年)の検証と
第5次益城町総合計画の改定の時期に併せて策定された。復興計画において再生期は、「震災前
の活力を回復し、地域の価値を高める期間」とされており、復興計画を組み込むかたちで第6
次益城町総合計画「基本構想」「第1期基本計画」が策定された。

「基本構想」では、まちの将来像「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいま
ち」と4つのまちづくりの基本方針「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」、「活
力と魅力にあふれるまちづくり」、「多様な人が輝くまちづくり」、「健全な行財政に支えられた
まちづくり」が示されている。

「第1期基本計画」は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の5年間を対象としたもの
で、まちの将来像を達成するための5つのシンボルプロジェクトと政策分野ごとの基本的な方
針であるまちづくりの8大綱が示されている。

<p>■5つのシンボルプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 一人ひとりの復興プロジェクト 02 日本の防災・減災をけん引するまちづくり復興プロジェクト 03 子育て応援復興プロジェクト 04 益城ブランド復興プロジェクト 05 みんなで“かたる”復興プロジェクト 	<p>■8つのまちづくり大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 01 安全で安心して暮らしやすいまちづくり 02 いきいきと健やかに暮らせるまちづくり 03 個性と創造力を育むまちづくり 04 自然と調和した活力に満ちたまちづくり 05 地域力により創出する活気あるまちづくり 06 誰もが主役になれる個性的なまちづくり 07 まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり 08 効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり
---	--

その中から「布田川断層帯」に関する記述内容を抽出し、下表に整理した。

表1-4 第6次益城町総合計画第1期基本計画における関連する内容

該当する項目		内容	
I 総論	復興にむけたシンボルプロジェクト	04 益城ブランド復興プロジェクト	益城町の魅力を高め、創出し、全国に発信。益城町のブランド力を高め、誘致企業や観光客の増加を目指す。
	まちづくりの8つの大綱	03 個性と創造力を育むまちづくり	地域資源を活用した教育を推進し、地元の魅力再発見等に繋げる。
		【関連する大綱】	
第1章 安全で安心して暮らしやすいまちづくり	1.2 防災・減災の推進	04 自然と調和した活力に満ちたまちづくり(新たな都市基盤の整備)	05 地域力により創出する活気あるまちづくり(産業の振興)
		地域の防災力の向上、防災教育の推進を重点プロジェクトとして位置付ける。 ○震災の記憶を次世代に継承するために、記録の整理や震災遺構の保存・活用、防災教育の充実等、推進する。	

Ⅱ 分野別 施策	第3章 個性と創造力を育むま ちづくり	3.4 文化・芸術、 スポーツの振興	震災遺構の活用を戦略的プロジェクトとして位置付ける。 ○国の天然記念物に指定された活断層をはじめとした震災遺構や、熊本地震後のくらし、風景、復興の様子といった記録の保存・活用を推進する。
	第4章 自然と調和した活かに みちたまちづくり	4.6 公園の整備 (潮井自然公園の 整備の推進)	○公園計画予定地内に四賢婦人記念館 <small>しけんふじんきねんかん</small> を移設する。また、天然記念物布田川断層を保存し、学習の場としても活用されるよう、整備する。
	第5章 地域力により創出する 活気あるまちづくり	5.4 観光の振興	震災の記憶を継承する拠点の整備を重点プロジェクトとして位置付ける。 ○他自治体と連携し、震災記念公園や震災遺構といった各拠点を結び付け、地域全体を記憶の継承の場として捉える「震災ミュージアム」の整備を図る。 ○震災の記憶を全国に伝承するために、教育旅行ルート作成・誘致を推進する。

以上のことから、本計画は、第6次総合計画「基本構想」「第1期基本計画」を上位計画としたもので、「基本構想」で設定された復興にむけたシンボルプロジェクトと「分野別施策」を具現化するための計画と位置付けられる。さらに、「布田川断層帯」の保存活用は、教育(防災・減災、自然環境)や観光・地域振興、まちづくりの施策を実施するうえで重要な事項に位置付けられている。

4. 第6次益城町総合計画「実施計画」(令和元(2019)年9月策定)

「第6次益城町総合計画」では、まちの将来像を「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」と掲げ、その実現に向けて、4つの基本方針と8つのまちづくりの大綱が定められている。この実施計画は、基本方針及びまちづくりの大綱に基づき策定された基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事業を明らかにするとともに、社会経済情勢の変化や町財政の見通しを踏まえ、計画期間内の各年度の事業規模等を明確にすることで毎年度の予算編成の指針となる。計画期間は令和元(2019)年度から令和3(2021)年度としている。

5. 熊本地震震災ミュージアム基本計画(令和元(2019)年9月策定、熊本県)

熊本県は、熊本地震により出現した震災遺構の保存方法や拠点整備の方向性、今後取り組む情報発信の取組み等についてまとめた「熊本地震震災ミュージアム基本計画」を策定した。

震災ミュージアムは、熊本地震により県内各地に広範囲に出現した断層等の震災遺構とともに、熊本地震の痕跡を残す文化・交流施設等、地域の拠点、企業活動の場、地域における復興に向けた活動の拠点、さらに復旧・復興に向かう地域の人々の姿が確認できるものや地域の魅力を伝える観光施設や観光地等を広域的につなぎ、巡る「回廊形式」のフィールドミュージアムである。

その中で本町は、「自然の恵み、祈りと暮らし、震災の教訓と伝承、自然との共生」をテーマに、町役場や益城町交流情報センター、四賢婦人記念館を拠点とし、熊本地震の被害の実情や教訓、地域の復興に向けた取組み等についての情報を発信するとともに、地域のコミュニティづくりや地域の活性化を推進している。

6. 第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版（令和2（2020）年3月策定）

本町では、平成27(2015)年12月に「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成30(2018)年12月に益城町復興計画の目指すべき将来像を見据えながら改訂版を策定した。そして、令和元(2019)年6月に、国から「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が発表され、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行った。第2期では、第1期総合戦略からの継続を重視しつつ「新たな視点」を取り込み、既に活動されている個人・団体の想いを取り込むこととしている。計画でも「交流人口・関係人口の増加」や「町の活気・賑わいの創出」が重視される。

計画では4つの政策目標別に基本施策を掲げており、「布田川断層帯」に関する施策には「平成28年度熊本地震を踏まえた防災・減災のまちづくり」、「あるく」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進、「自慢したい」地域資源についての情報発信、「タウンセールスのための仕掛け・仕組みの構築」があげられる。それぞれの施策において「布田川断層帯」に関する事業は下表のとおりである。

表1-5 第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版における関連する内容

施策名	事業群
平成28年度熊本地震を踏まえた防災・減災のまちづくり	「震災の記憶」の後継への継承
「あるく」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進	まちあるき・郷あるきルートの整理
“自慢したい”地域資源についての情報発信	「断層との共存(自然の驚異と恵み)」についての情報発信
タウンセールスのための仕掛け・仕組みの構築	教育旅行(修学旅行・企業研修)の誘致

7. 益城町都市計画マスタープラン（令和2（2020）年3月改訂）

本町では、令和2(2020)年3月に「益城町都市計画マスタープラン」を改訂し、都市づくりの理念として「阿蘇西麓の自然に恵まれたゆとりある住環境と活力と魅力にあふれる都市形成によるずっと住み続けられる安全なまち」を掲げ、都市づくりの目標、将来の都市構造、全体構想、地区別構想を定めている。

この中で、「布田川断層帯」は、全体構想の景観形成の方針の中で「町の個性を育む景観形成の取組みとしては、史跡や神社等の文化資源や震災遺構等を活用した文化的な景観誘導を図る」として景観形成の活用素材として位置付けられている。また、公園・緑地の方針の中で、「布田川断層帯等の魅力も取り込んだ観光レクリエーションの場としての活用や河川や農道を活用した緑のネットワークづくりの推進」が掲げられている。

さらに、地区別構想の公園・緑地の方針において、福田地区では「震災遺構である布田川断層帯は、観光資源としての活用を図るため、必要な施設の整備を検討します。」、津森地区では「潮井自然公園内の四賢婦人記念館等の歴史資源や隣接する布田川断層帯の魅力と連携した教育、観光、レクリエーションの場としての活用を図ります。」と掲げられている。

8. 潮井自然公園基本計画（平成24（2012）年3月改訂）

本町の貴重な歴史文化といえる潮井神社と潮井水源から湧き出る豊かな水資源を中心に、これを保全し、活かすために親水公園化を図った。町民はもとより、様々な来訪者の憩いの場・野外レクリエーションの場として整備するために平成6年の計画を基本として、平成24(2012)年3月に改訂された。その後、平成25(2013)年に都市計画決定がなされ、当該基本計画をもとに整備が進められていた。

熊本地震により一時事業が中止されたが、平成30年度から再開された。なお、地震発災後、公園計画予定地の一部が「布田川断層帯」(杉堂地区)に指定され、四賢婦人記念館を移転新築する等、当初の公園を取り巻く環境が変化したため、平成31(2019)年度中に基本構想の見直しを完了した。これに従って、令和2(2020)年度に基本計画と実施設計の策定を行う。

第5節 計画の実施

本計画は、令和2(2020)年8月に策定し、認定の日(文化財保護法第129条の2第4項に基づいて本計画が認定された日)から実施するものとする。なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応し、約10年間を目処に見直すものとするが、必要に応じて変更する。

(計画期間：認定の日～令和13(2031)年3月31日)